

八王子市斜面緑地保全区域維持管理補助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、まちなかに残る緑地を将来にわたり良好に保全するとともに、周辺住民の安全性や快適性を向上させるため、斜面緑地保全区域の土地所有者等が行う緑地の維持管理に要する経費に対して市が交付する補助金に関し、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例（平成17年八王子市条例第14号。以下「条例」という。）において使用する用語の例によるもののほか、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 斜面緑地保全区域 条例第7条第1項の規定に基づき指定された緑地をいう。
- (2) 伐採 地際付近で樹木の幹又は竹かんを切除し、樹木・竹を枯死又は萌芽更新させることをいう。
- (3) 剪定 樹木の枝の一部又は全部を切除し、支障箇所を除去、又は樹木の健全な育成を促進することをいう。
- (4) 除草 雑草、枯草又はこれに類するかん木類を除去することをいう。
- (5) 撤去処分 緑地の敷地内において倒れた樹木・竹又は伐採、剪定及び除草によって積み置かれた発生材を当該地の敷地内から敷地外に搬出することをいう。
- (6) 補植 苗木（果樹及び園芸種を除く。）を植え、樹木の伐採等により空地となった緑地を樹林地として復元することをいう。

(補助対象緑地)

第3条 補助の対象となる緑地（以下「補助対象緑地」という。）は、土地所有者等が将来にわたって保全する意思のある斜面緑地保全区域とする。

(補助対象作業)

第4条 補助の対象となる作業（以下「補助対象作業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 土地所有者等が事業者へ委託することにより実施する緑地の維持管理に関する作業のうち、次のアからエまでのいずれかに該当する作業であること。

ア 補助対象緑地の外周部のうち、補助対象緑地と隣接する土地及び公衆用道路等一般の利用に供されている箇所の境界から水平方向におおむね5メートルの範囲内において行われる次の（ア）から（オ）までに掲げる作業であること。ただし、隣接地が木竹等の生育する山林又は草地等の緑地である場合を除く。

- (ア) 伐採
- (イ) 剪定
- (ウ) 除草

(エ) 撤去処分

(オ) 補植

イ 樹木の生育状況又は地盤傾斜等の事由によって、風水害等による倒木等のおそれがあり、その危険が隣接する土地又は公衆用道路等一般の利用に供されている箇所（ただし、隣接地が木竹等の生育する山林又は草地等の緑地である場合を除く。）にまで及ぶ樹木の伐採、剪定

ウ つる性植物を根元より除去するために行う除草

エ 防犯の理由によって必要と認められる除草

オ 土地所有者等が自ら行った伐採、剪定及び除草により生じた発生材の撤去処分

カ その他市長が必要と認める作業

(2) 条例第9条第2項で定める保全基準に適合する作業であること。

(3) 当該年度の指定する期日までに完了する作業であること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象作業に要した経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費のうち、100,000円まではその全額とし、100,000円を超える分については、補助対象経費から100,000円を差し引いた額の1/2の額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 前項の補助金の限度額は、第8条に基づく交付申請1件につき500,000円とする。

3 前2項の規定による補助金は、毎年度予算の範囲内において交付する。

(交付対象者)

第7条 補助金の交付対象者は、補助対象緑地の土地所有者等で第8条に基づく交付申請時における前年度市税（国民健康保険税を含む。）に滞納がない者とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする土地所有者等は、補助対象作業に着手する原則1か月前までに、その作業内容等について、次の書類を添えて作業実施計画届兼補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、条例第10条の規定による届出を要する行為に該当する場合は、当該交付申請とあわせて届出を行うものとする。

(1) 案内図

(2) 平面図

(3) 現況写真

(4) 作業見積書

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に基づく交付申請は、土地所有者ごとの斜面緑地保全区域の指定面積に応じ、指定期間内に次表のとおり行うことができる。ただし、同一年度内における申請は1回までとする。

土地所有者ごとの指定面積	指定期間内における申請可能回数
2,000 平米以下	1 回
2,000 平米超え 4,000 平米以下	2 回
4,000 平米超え	3 回

3 第1項で規定する交付申請について、自然災害等土地所有者等の管理責任によらない事由により生じた危険を回避することを目的とする場合のほか、特段の事由があると認められる場合は、前項の規定によらず申請することができる。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、第7条に規定する交付対象者であるか調査するとともに、申請に係る書類及び現地の確認等により交付申請の内容が適正であるか審査するものとする。

2 前項の審査にあたり、市長は必要に応じて土地所有者等の立ち合いを求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付することが適当と認めるときは、維持管理補助事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、通知するものとする。

4 前項の交付決定にあたり、条例の趣旨及び目的を達成するために必要と認められるときは、補助対象作業に条件を付することができる。

5 第3項の通知を受けた土地所有者等（以下「補助対象者」という。）は、前条第1項の計画に基づき、速やかに補助対象作業に着手しなければならない。

(補助対象作業内容の変更)

第10条 補助対象者は、第8条第1項の規定に基づき提出した作業計画の内容に変更が生じた場合において、変更内容に係る書類を添えて速やかに作業実施計画変更申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けた場合において必要な審査を行い、作業実施計画変更審査結果通知書（第4号様式）により、その結果を補助対象者に通知するものとする。

3 前2項により補助対象経費が増額した場合でも、前条第3項に基づき通知した交付決定額の増額は行わないものとする。

(交付申請の取下げ)

第11条 補助対象者は、第8条第1項に基づき行った交付申請の内容が補助要件を満たさなくなった場合その他やむを得ない事情により補助対象作業の継続が困難になった場合において、速やかに補助金交付申請取下申出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合において、その理由が適当と認めるときは、第9条第3項に基づき通知した補助金の交付決定を取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(補助対象作業の完了及び報告)

第12条 補助対象者は、補助金の交付決定を受けた年度の指定期日までに当該決定に係る補助事業を完了するとともに、次の書類を添えて実績報告書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 委託事業者の領収書等支出を証する書類
- (2) 平面図
- (3) 補助対象作業の完了を確認できる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び通知)

第13条 市長は、前条の規定による提出を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じ現地調査等を行うものとする。

- 2 前項の審査等の結果、当該補助金の交付決定の内容及び条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、維持管理補助事業補助金額確定通知書(第8号様式)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助対象者は、前条第2項の通知を受けたときは、速やかに市長に請求書を提出しなければならない。

(取消し)

第15条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定又は補助金の額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 本要綱の他、条例、規則及びその他関係法令に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (4) 暴力団員または暴力団に關係する者からの申請があったとき
- (5) その他、補助金を交付することが不相当と認められる事実があったとき

- 2 市長は、前項の規定による取消をした場合は、土地所有者等に対してその旨を通知するものとする。

- 3 第1項の規定による取消により土地所有者等に損害が生じた場合であっても、市はその賠償の責を負わない。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定による取消をした場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期日を定めてその返還を求めるものとする。

- 2 前項の規定により補助金の返還の要求を受けた土地所有者等は、定められた期日までに当該補助金を市に返還しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、当該補助事業の実施に関して必要な事項は、市長が別

に定める。

2 この補助事業は、「補助金見直し方針」に基づき見直しを行うものとする。

付則

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。

第1号様式（第8条第1項関係）

作業実施計画届兼補助金交付申請書

年 月 日

八王子市長 殿

申請者 住所

氏名

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

八王子市斜面緑地保全区域維持管理補助事業要綱第8条第1項に基づき、補助金の交付を次のとおり受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、申請にあたり市税及び国民健康保険税の納付状況について確認されることに同意します。

作業実施場所（地番）	
実施予定作業	
作業実施予定期間	
補助対象経費	
補助金交付申請額	
添付書類	
暴力団でないことの宣誓	<p>暴力団の利益となる使用を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓し、次のことについて同意します。</p> <p>暴力団による使用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。また、交付決定後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、交付を取り消し、給付（補助）金を返還するものとします（八王子市暴力団排除条例第9条）。 ※（□にチェック）</p> <p><input type="checkbox"/></p>

維持管理補助事業補助金交付決定通知書

年 月 日

住所

氏名

八王子市長

年 月 日付で申請のあった作業実施計画届兼補助金交付申請書について審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

1 交付金額 円

2 交付の条件

第3号様式（第10条第1項関係）

作業実施計画変更申請書

年 月 日

八王子市長 殿

申請者 住所

氏名

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

年 月 日付 第 号で補助金交付の決定を受けた補助対象作業について、次のとおり計画の変更を行いたいので、関係書類を添えて申請します。

交付決定通知番号	
作業実施場所（地番）	
変更内容	
変更理由	
変更後補助対象経費	
添付書類	

作業実施計画変更審査結果通知書

年 月 日

住所

氏名

八王子市長

年 月 日付で申請のあった作業実施計画変更申請書について審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

変更について 承認 する
棄却

交付決定通知番号	
変更前交付予定金額	
変更後交付予定金額	
承認・棄却理由	
交付の条件	

第5号様式（第11条第1項関係）

補助金交付申請取下申出書

年 月 日

八王子市長 殿

申請者 住所

氏名

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

年 月 日付 第 号で補助金交付の決定を受けた補助金交付申請について、次の理由により取下げを申し出ます。

理由

補助金交付決定取消通知書

年 月 日

住所

氏名

八王子市長

年 月 日付で申出のあった補助金交付申請の取下げについて、次のとおり補助金の交付決定を取り消します。

交付決定通知番号	
補助金額	
事業実施場所	
取消理由	

第7号様式（第12条関係）

実績報告書

年 月 日

八王子市長 殿

申請者 住所

氏名

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を受けた補助対象作業が

完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

作業実施場所（地番）	
実施作業	
完了年月日	
補助金の交付決定額	
補助対象経費	
添付書類	

第8号様式（第13条第2項関係）

維持管理補助事業補助金額確定通知書

年 月 日

住所

氏名

八王子市長

年 月 日付での提出のありました実績報告書について審査した結果、次のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

補助金確定額

円